

## 日立市空き家解体補助金(利活用型)のご案内

空き家の解体  
+  
土地の売買・賃貸借等で



最大 **50万円** を補助します  
(補助額は工事費の1/3)

次のいずれかを満たす解体が対象となります。

- ① 空き家を解体して跡地を売却又は賃貸等した場合
- ② 空き家の敷地を取得又は賃借後に空き家を解体した場合
- ③ 空き家を解体して跡地を公共的利用に供した場合(※要事前相談)

### 補助対象空き家

※①～④の全てを満たす建物が対象です。

- ① 戸建住宅又は併用住宅
- ② 旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の建築確認)の建物
- ③ 1年以上誰も住んでいない又は所有者等が亡くなった後誰も住んでいない建物
- ④ 居住部分の床面積が50㎡以上

### 補助対象者

※①又は②を満たし、③に該当する方が対象です。

- ① 補助対象空き家の所有者又は相続人
- ② 補助対象空き家の敷地を取得又は賃借した方
- ③ 市税等を滞納していない方

### 補助対象工事

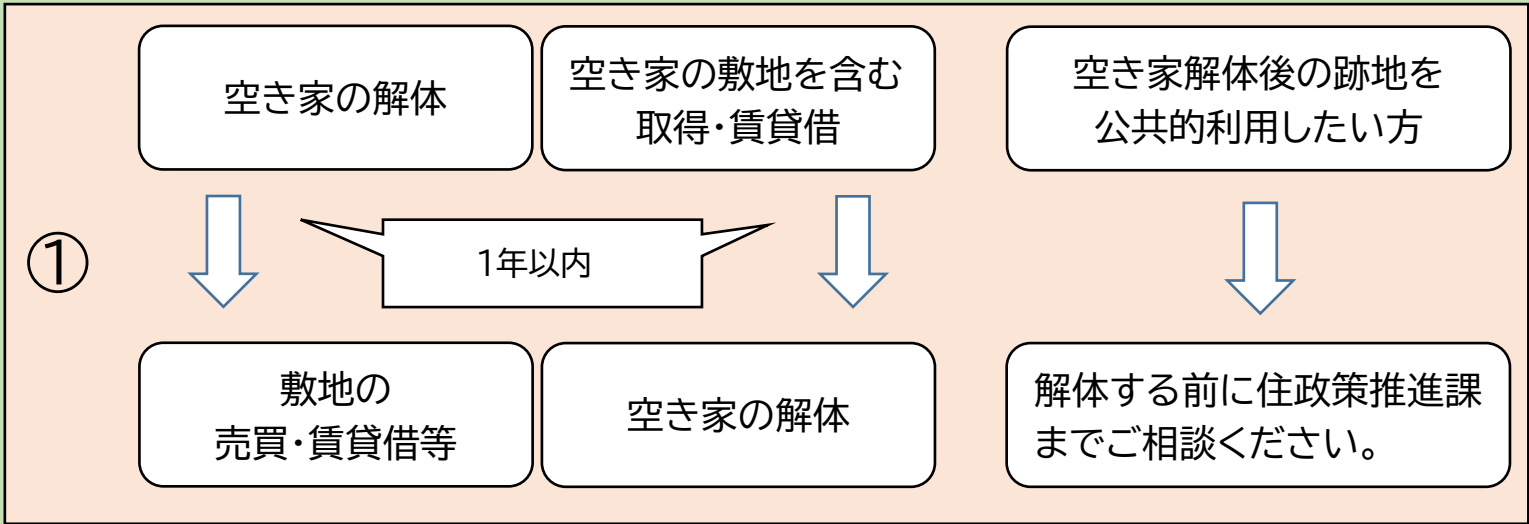
※①～④の全てを満たす工事が対象です。

- ① 原則更地とする工事であること
  - ② 解体に要する費用が50万円以上であること
  - ③ 令和6年4月1日以降に解体工事の請負契約を締結していること
  - ④ 市内に本店若しくは営業所を有する法人又は個人事業者が行う工事であること
- ※建設業法の規定による許可を受けた者又は建設リサイクル法の規定による登録を受けた者が請け負う工事であること

- ・補助金交付までの流れは裏面をご覧ください。
- ・補助の対象要件に該当するか不明な場合は、解体をする前に一度ご相談ください。
- ・また、不明な点等ございましたら、下記問合せ先までお願いいたします。



# 補助金交付までの流れ



## ② 申請

次の書類をそろえて、住政策推進課に提出してください。

- ① 「日上市空き家解体補助金（利活用型）交付申請書（様式第1号）」（※）
- ② 解体前の「空き家の写真」
- ③ 解体工事の「工事請負契約書」の写し
- ④ 解体工事の「見積書」又は「請求書」の写し  
※（工事の内訳明細が記載されたもの）
- ⑤ 解体工事の「領収書」の写し
- ⑥ 解体工事の「完了写真」
- ⑦ 不動産の「売買契約書」又は「賃貸借契約書」の写し等

（※）は、市ホームページからダウンロードできます。



## ③ 補助決定

書類等の審査を行い、補助金交付決定通知を2週間程度で郵送します。

## ④ 請求

日上市空き家解体補助金（利活用型）交付請求書（様式第3号）と通帳の写しを住政策推進課に提出してください。

## ⑤ 振り込み

指定された金融機関の口座に振り込みます。（請求から1か月程度かかります。）

## 国では、空き家の発生を抑制するため、次の特例制度を設けています

### 空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）について

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、空き家となった被相続人の旧耐震基準の住居を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、その譲渡に係る譲渡所得の金額から3,000万円が特別控除されます。（適用期間：R9.12.31まで）



### 低未利用土地等の譲渡を行った場合の譲渡所得の100万円控除について

一定の要件を満たす低未利用土地等（空き地及び空き家・空き店舗等の存する土地）を譲渡した場合には、その譲渡に係る譲渡所得の金額から100万円が特別控除されます。（適用期間：R10.12.31まで）

